

第3回 松江市ガス事業譲渡先選定委員会 会議録

- 1 日時 令和6年7月29日(月) 午後6時00分から午後7時45分まで
- 2 場所 松江市役所災害対策本部室(松江市役所西棟5階)
- 3 出席者 (1) 委員(別添名簿のとおり)
(2) 事務局(総務部、ガス局、㈱日本経済研究所)

4 次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 募集要項案について(資料1)(参考資料1~3)
 - (2) 選定基準案について(資料2)(参考資料4, 5)
 - (3) 現地見学会及び情報開示について(資料3, 4)(参考資料6, 7)
- 4 その他
今後の選定委員会の予定について(資料5, 6)
- 5 閉会

- 5 会議経過 別紙のとおり

別紙（会議経過）

1 開会

2 会長挨拶

（草薙会長）

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の主な議題は、本事業譲渡の具体的な応募条件を示す募集要項と、譲渡先事業者を決定する際の選定基準の審議になります。

本日は議題が多くありますが、限られた時間で十分な検討ができるよう、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

3 議事

（草薙会長）

それでは、次第に従って進行いたします。「議事（1）募集要項案」について、事務局から説明をお願いします。

（1）募集要項案について（資料1）（参考資料1，2，3）

（事務局より資料説明）

（事務局）

まず、2. 参加資格「募集する法人」の項目について、「事業譲受会社の本社は松江市内に新たに設置することとする」を要件として定めることにしており、松江市の方針と関係しますので、説明させていただきます。

今までの委員会において、この辺りをどのようにご説明していたかと申しますと、市内での新会社設立については、これまで「競争段階での加点要素」という対応でお示ししておりました。今回、これを「要件とする」というように、大きく変更しております。

従前からお配りしております「基本方針」に、「事業継承者の経営への関与を行わない」と記載しており、募集要項（案）にも記載しておりますので、「事業継承者の株の取得」は念頭にございませんでした。

この間、福井市や金沢市などの先行事例を研究する中で、円滑な事業継承のためには、以下の2点で職員派遣が必要であるとの判断に至ったところでございます。

1点目に、ガス事業に精通した人材の確保が難しい状況にあることが挙げられます。2点目には、サウンディング調査で職員派遣を求める声が多かったことが挙げられます。

「（7）市職員の派遣」で、法律に基づいて、派遣は「3年以内の期間」としております。これについては、約20年前にできた国の法律で、地方公務員である職員が一旦退職し身分を変えた上での派遣が最長3年まで認められているものです。

法律・条例の要件として、どういった場合に地方公務員である職員が一旦退職して株式会社に勤められるかという点、まずは「市が出資している株式会社」という条件があります。その上で、出資先の中で「公益の増進あるいは地域振興に寄与する株式会社の事業」を行っている株式会社について、条例で定めるところにより、最長３年間退職した職員を派遣することができます。最終的には規則で、どこの会社に派遣するかについて規定しなければなりません。これについて、他の自治体では多々事例があるものの、松江市では、条例は準備しておりますが、実際に適用した事例はございません。

「出資すること」が必須条件になりますが、既存会社への出資はハードルが高いと考えます。

今回のサウンディング調査でも、新会社設立への抵抗感は概ね低かったもので、事業の継承者については、新会社を設立していただいた上で、その新会社に本市が出資して職員を派遣するという形が最も適切であると考え、事務局案として提案しております。合わせて、この市内本社を要件とすることで、松江に根差した企業となっただき、地域経済の活性化に貢献していただけることを期待しております。

なお、募集要項（案）では、本市の出資条件につきまして、経営への関与自体は行わないことを明らかにするために、出資比率を１％未満としており、出資上限の１００万円については、新会社の単位株の設定への影響がない額として提案しております。

皆様のご確認をよろしくお願いいたします。

３．基本条件「（１）安全・安心で安定した供給の確保」④に LP ガスの項目を記載しております。「LP ガス事業の現委託先が希望する場合には、当面の間、委託を継続すること」との要件を設けておりますが、第２回の委員会で決定いただいたことを、LP ガス協会松江支部、また現委託先７社にお伝えしてヒアリングを行いましたので、結果をお伝えします。

「事業継承者がいかなる事業者になっても受託する」という返答をいただいた委託先は、７社中４社でした。この４社で、調定件数の約８割、配送先の約９６％をカバーしておりますので、安定供給には支障がないと考えておりますし、残る３社も「供給支障がないように引き継いで」いただけると言っております。今後は、このお約束いただいた４社と市とで覚書を結んでまいります。

続いて、「（３）公益性及び安定した経営基盤の確保」の項目に、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に係る記載をしております。これは、第１回委員会時に、市長が冒頭でご挨拶を申し上げましたが、２０５０年までのカーボンニュートラルを実現するために、日本ガス協会としては、原料の９割を天然ガスから合成メタン（e-メタン）に転換する方針を立てております。これに速やかに対応できるよう、公営ではできない対応を民間で行っていただきたいという趣旨で記載をしております。

料金据置期間について説明したく、補足資料をご覧いただきたいのですが、よろしいで

しょうか。

(草薙会長)

皆様、よろしいでしょうか。はい、それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「(2) お客様へのサービス内容と満足度の向上」の料金水準据置期間に係る記載ですが、需要家から、民間譲渡するとガス料金の値上げに繋がる、との懸念があったことから、民間譲渡の理解を得るために、昨年 11 月のガス事業民間譲渡の説明会において、先例市の福井市、金沢市を参考に、料金水準の維持を図ることを説明しております。特に金沢市については、公募条件で料金水準据置期間を 5 年間ということにしておりましたが、譲渡先から 10 年間の提案を受けたことを、説明会の際に説明をさせていただいております。

料金据置期間を検討した際に、応募候補事業者のサウンディング結果として、長期の据置期間を好んでいないこと。また、先例市の金沢市においては、公募開始は令和 2 年 10 月でありましたが、募集要項が作成された時期は、企業物価指数が上がる令和 2 年より前の作成でした。小千谷市については、募集要項作成時期が金沢市の時よりも企業物価指数が更に上がった時期に作成されており、こちらの料金水準据置期間は「最低 3 年間」としております。

今年 5 月末に中国経済産業局長から、中国・四国ガス事業者に向けて講演をいただいた際に、「国として、中小企業におけるコスト転嫁率の上昇を図ることを重点取り組みとする」と説明があり、今後も物価上昇が続くことが予想されております。そして、ガス局の都市ガス料金改定は平成 22 年ですが、それから長期間経過しており、物価上昇等により経済状況も急激に変化しております。直近の令和 5 年度の決算では経常利益が下落しており、ガス局としても近いタイミングで料金値上げを迫られる状況と考えております。

サウンディング結果や昨今の物価上昇、為替などの動向を踏まえて、据置期間を長く設けることは、応募候補事業者にとって事業参画に際しての高いハードルになる可能性が考えられ、手を上げる民間事業者が存在しなくなる懸念があるため、「最低限の据置期間を設けること」とし、間口を広げて競争を促すことにより、参画を検討する民間事業者から、据置期間の提案を受けたいという風に考えております。よって、案としては、「少なくとも 3 年間」として提案をしたいと思っております。

なお、「(9) 事業譲渡における本市の関わり」の中で、固定資産税の課税免除、道路占用料の減免等の庁内調整を行いました。が、占用料・税の減免について、ガス料金の水準を据え置く代わりに減免する必要がありますが、関係部署との導入に対する見解の確認や手続き等の協議中のため、現段階では「庁内調整中」と記載しております。したがって、昨今の厳しい経済状況で行う料金水準据置と引き換えに、経費の負担軽減を図るため、占用料・税の減免を行う考えですので、まず料金水準据置期間について先行して議論をしていただきま

すようお願いいたします。

これまで減免措置と料金の水準据置期間がセットになっている事例が他の自治体にも多いという話を事務局からしてきましたが、委員会でまず料金水準維持の期間を決定いただければ、事務局でその減免について庁内調整を責任持つて行うことを、重ねて申し添えます。

(草薙会長)

議事(1)に関して、各委員の皆様からご質問やご意見等を承りたいと思います。三宅委員、松浦委員、福田委員、大森委員の順で伺います。どの論点からでも結構ですので、ご発言ください。

(三宅委員)

論点は多岐にわたりますが、大分定まってきたと思います。利用者代表の立場として一番関心があるのは料金据置期間です。総務部長からのお話で、料金据置期間と減免期間がリンクするというご説明だったと思います。職員派遣期間が3年ですから、その3年を新会社の立ち上がりを順調に進めるための準備期間と捉え、料金据置期間、減免期間及び職員の人的支援の期間を含め一体とすると整合性が取れるのではないのでしょうか。

利用者としては先例にあるような5年など、できるだけ長い方がいいですが、現下の情勢の兼ね合いがあることは理解できますのである程度はやむを得ない。3年なら3年とする理由について、立ち上がりの助走期間を支援するための人的支援であり減免であれば、利用者の方にも納得していただけるのではないのでしょうか。

(松浦委員)

料金据置期間について、経済団体という立場や昨今の厳しい経済状況を踏まえると、できるだけ短いほうがいいと思いますが、ただし書もあるので賛成できるのかなと思います。

我々も適切な価格転嫁を取引関係のなかで求めているので、急激な経済状況の変化に対応していただければということで、受入れ先の企業様もそのように思っていच्छやと考えます。

職員派遣期間についても、スムーズな譲渡のためには、ある程度市の職員が関わることも重要かと思うので、その点から市内に本社を設置するということも理解できます。

(株)松江ガスサービスの譲渡株式は譲渡価格に含まれるか、確認させてください。

(事務局)

今週中に、岩谷産業(株)、山陰酸素工業(株)と(株)松江ガスサービス株式の取得価格についての具体的な調整の場を設ける予定です。問題なければ100%子会社になります。松江市ガス局の株の持分52%は譲渡価格に含まれます。

また、料金据置期間について、新設会社の設立が条件となった関係で、人の支援、減免支援を含めた最初の立上り支援という観点で、3年としたところでございます。

(福田委員)

少なくとも3年間、というのは、5年であれば加点となるということですか。

(事務局)

資料では最低限度の年限を示しているため、長期であれば加点することになります。

(福田委員)

固定資産税および占用料減免の試算資料はいただいていたのでしょうか。

(事務局)

まだお渡ししていません。

(福田委員)

他市でも固定資産税を減免しているのでしょうか。

(草薙会長)

そのとおりです。

(大森委員)

新企業設立を条件にすると対象企業を狭めてしまうのではないかなと思いましたが、サウディングで会社設立は大きなハードルでないということが確認できたのであれば、松江市内の会社設立には異論ございません。

(草薙会長)

おおむね異論はないですが、一応確認しておきたいこととして、令和8年4月1日を事業譲渡日とすることについての説明をいただけますか。

(事務局)

「令和8年4月1日」を事業譲渡日案として提案した経過ですが、基本方針の中で、事業譲渡日については「事業引き継ぎ期間や事業譲渡時期等については、本市と事業継承者が協議の上、決定する」と記載しております。ただ実際のところ、委員の皆様にご審議いただいているおかげで、このまま順調に行きますと、当初予定していた10月に公募を開始できます。事務局がどのようなスケジュールを見込んでいたかについては、先例市の事例で言う

と、委員会が設置されてから約 2 年、公募が開始してから約 1 年半であると思っております。もちろん、その間に議会での議決等もいただかなければいけません。

事業の譲渡日については、応募する事業者の皆さんにとっても、もちろん市民、お客様にとっても重大な関心事でございます。基本方針では定めておりませんが、この段階で事業譲渡日を決定していただくことが、市民やお客様の安心感に繋がり、募集する事業者にとっても、募集にあたっての条件の一つとなり、応募意欲の向上に寄与すると思っております。したがって、事務局案として令和 8 年 4 月 1 日を事業譲渡日として提案をさせていただきました。

公募が順調にいくと、事務局の想定では、最終的に来年の 6 月議会辺りで議決をいただくようなイメージでして、そのような予定で従前から議会にも話をしております。また「委員会設置から 2 年」ということも議会には説明しております。この段階で仮に「令和 8 年 4 月 1 日」と決定していただいても、その辺りの違和感はなく、事務局では重要な説明と異なる部分も無いと思っておりますが、最終的にはこの委員会の場でご決定いただきたいと思います。

(草薙会長)

事業譲渡日を「令和 8 年 4 月 1 日」と確定して違和感はないという説明でしたが、委員の先生方、よろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(草薙会長)

それでは、お認めするということにさせていただきます。

その他、特段のご異論がなければ、ご提案いただきました募集要項は、この資料 1 に基づいて詳細に説明いただきましたが、委員会としてはお認めするということでよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(草薙会長)

ありがとうございます。認められました。

(2) 選定基準案について(資料 2)(参考資料 4)

(事務局より資料説明)

(草薙会長)

次は大森委員からお伺いしますが、どんなことでもお気づきの点があったらお教えください。

(大森委員)

特に違和感はないです。保安体制が若干低めですが、法令担保がありそれ以外でバランスを取った方が良いので、全体として異論はございません。

(福田委員)

異論はございません。

(松浦委員)

全体計画の評価が低いかなと思いましたが、経営計画の評価も合わせると妥当かなと思ったので、全体的に問題ないと思います。

(三宅委員)

顧客サービス評価を高くしてもらって感謝を申し上げたいと思います。2番の地域社会・地域経済への貢献の部分が少し低いかなと思いましたが、本社を松江市に置くとか、今までの事業者への配慮を担保できているので、これで結構です。

(草薙会長)

大森委員から言及がございました保安体制について、自主保安の観点で評価されて然るべきとは思いますが、法令の担保の部分で市としては妥当と判断されました。お認めしてよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(草薙会長)

はい、認められました。事務局は、委員からいただいた意見を踏まえて、第4回委員会にて選定基準案を修正いただき、精緻化をお願いしたいと思います。

(3) 現地見学会及び情報開示について(資料3, 4)(参考資料5)

(事務局より資料説明)

(事務局)

資料4「松江市ガス事業譲渡条件に関する方針」については、本日お決めいただいたことも含めて記載をしております。これは守秘義務誓約書を提出いただいた事業者に開示するもので、応募準備を始めていただくために必要な事項だと考えております。

「③譲渡資産」については、譲渡事業にかかる固定資産を譲渡する、というただし書を記載しております。参考資料7として法吉町の遊休地についての資料を添付しており、これは原料を天然ガスに変更する以前、供給能力が低い時代に中継地を作るため、昭和時代に購入した土地で、ガス事業のために購入した土地ですが、現在事業には使用しておりませんので、譲渡対象とはしないものでございます。

資料4は、今回の現地見学会に合わせて資料開示する資料の一部ですが、資料4の内容については、守秘義務誓約書を提出いただいた事業者だけではなく、一般公開することについて、ご了承いただきたいと考えております。資料4の②につきましては、先般、第2回の委員会でご了承いただき、LPガス事業を一括譲渡することについては、ホームページ等での公開はしていませんが、LPガス協会松江支部の会員には伝わっている状況です。資料4の①と④の事業譲渡日と出資の関係ですが、時期については適宜タイミングを計りながら公開をしていきたいと思っておりますので、それについてもご了承いただきたいです。タイミングについては、ホームページ等での公開や、市長の記者会見で話をするなど、様々なパターンがあると思いますが、発表前に委員の皆様にはお知らせしたいと考えております。

特に出資については、出資上限額を本年の9月議会に債務負担行為として提案することと考えており、その際には、この出資上限額だけではなく、出資の比率や新会社設立を要件とすることなども説明する必要があると考えており、そのタイミングを考えながら公表したいと思っているため、ご了承いただきたいです。

(草薙会長)

議事(3)につきまして、各委員からご意見をお願いいたします。

(三宅委員)

特に異論ございません。

(松浦委員)

特に異論ございません。

(福田委員)

特に異論ございません。

(大森委員)

特に異論ございません。

(草薙会長)

可能であれば説明会の申込状況について概要だけご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

都市ガス事業者5社、その他6社の計11社が参加される予定です。

(草薙会長)

ガスエネルギー新聞での周知等、関係者の目に触れたのだと思います。8月7日水曜日の見学会は午後になったのでしょうか。

(事務局)

午前と午後の2回に分けて行います。

(草薙会長)

内容は同じでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(草薙会長)

ご説明、ありがとうございます。公開のタイミングについても特段異論がございませんでしたので、タイミングを適宜見計らいながらお願いしたいと思います。

見学会が首尾よく進みますことを祈念したいと思います。

何か事務局からございますでしょうか。

(事務局)

ございません。

(草薙会長)

はい、ありがとうございます。募集要項等について何か意見はありますでしょうか。

(三宅委員)

事業譲渡においては、人の問題が一番ややこしいと思います。1つは、職員派遣における処遇の問題があるかと思います。もう1つは、プロパー職員のうちどの程度転籍を希望さ

れているかについての調整がうまくいかないと、これから苦勞されるのではないでしょうか。

(事務局)

1 か月ほど前に金沢市を視察しましたが、担当者曰く、(当時の) 企業局(電気・ガス)の従事職員約 120 人のうち 80 名程度が譲渡先に(法律上の退職)派遣されたが、もともと派遣を希望していたのは 10 人程度だったとのことでした。また、(法律上の退職派遣ではなく)実際に公務員を退職して譲渡先の社員になった人は 0 人で、3 年で市に戻れる期間中は辞職する必要は無いと考えたためであると推測いたします。

譲渡先に市職員と同様の条件で就業規則を設けていただき、給与・人事評価等についても 3 年間同じ形で処遇を行ってもらったということです。

譲渡先が決まらない段階で何とも申し上げられないので、あくまで 1 つの事例として挙げさせていただきました。本市職員に対して、松江市と譲渡先との話合いの経緯を説明していく必要があると感じております。

4 その他

今後の選定委員会の予定について(資料 5, 6)

(事務局より資料説明)

(草薙会長)

それでは、委員からの質問を受け付けます。今度は大森委員からお願いします。

(大森委員)

来年 2 月に書面審査、3 月にヒアリング審査というのは、スケジュール的に問題ないということでしょうか。

(事務局)

提案期間を 4 か月確保しております。福井市の事例だと約 3 か月半、金沢市は約 4 か月、小千谷市は約 5 か月、提案期間が設けられております。サウンディング等を踏まえると、提案期間を長く取ってほしいという意見がありました。今回の現地見学会と資料開示は、それに対応しており、公募に係る検討は始められているかなと思っております。

仮に 2 月 17 日に提案書を出していただくとすると、そこから委員の皆様提案書を読み込んでいただき、複数者応募があれば比較をしていただくとか、選定基準に照らして採点の考え方を当てはめていただくということでございます。第 5 回委員会の書面審査については、一定程度提案書類を読み込んでいただいた上で、3 月に実施していただくのが良いと思います。

第 5 回委員会・第 6 回委員会の日程については迫って委員の皆様と調整させていただきますが、応募者視点として一般的なスケジュールであり、委員会にて審査していただく期間としても妥当であると考えます。

(大森委員)

承知しました、ありがとうございました。

(福田委員)

3 月初旬に第 5 回委員会が予定されているイメージでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。また、第 5 回委員会と第 6 回委員会の間を狭め、提案審査をしてすぐにヒアリングする、という日程を組むことも可能ですので、委員の皆様と日程調整しながら検討させていただければと思います。

(福田委員)

第 6 回委員会でヒアリングをして採点し、その日にすべての集計をやってしまうような形でしょうか。

(事務局)

審査の方法については次回ご説明しますが、第 5 回委員会で仮採点した後、ヒアリングを経て本採点するという流れになると思います。

(松浦委員)

書面審査は、事前にいろいろ書類を配っていただいて、それから委員会で検討するというのでしょうか。ヒアリング等で採点をしたことは今まで何回かありますが、あまり書面審査で採点する例を経験したことがありません。

(事務局)

書面にて仮採点で点数をつけていただくことを想定しております。その上でヒアリングを行い、書面で不明だったところを明らかにしていただいた上で最終的な点数をつけていただくことを想定しております。

(草薙会長)

資料 2 を 100 点満点で採点すると仮定して、第 5 回委員会の仮採点の時に粗々決めておいて、第 6 回委員会で精緻化するというイメージで固めているのでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(松浦委員)

このような委員会で書面審査をして、結果を共有していくということでしょうか。

(事務局)

やり方はいくつかあるかと思いますが、委員名を出さずに点数について共有するやり方もあるかと思っています。

書面審査となるとボリュームが多くなり、比較表などでポイントが分るようにしないと解釈が難しくなるケースがあります。これは、何者になるのか、ボリュームがどうなるのか等によって、協議が必要であると考えます。また、点数を示すかどうかについても、相談させていただきたいです。まずは書面審査が効率的に進むよう、事務局として最大限配慮しなければならぬと思います。

(草薙会長)

書面審査の場合、膨大な書類が来ますが、我々委員はそれをしっかり読み込んでヒアリングに生かし、採点に至る、というイメージでよろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。比較表のようなものを作って、ポイントを分かりやすくすることも考えています。

(草薙会長)

文書だけ渡されるより、事務局で分かりやすくまとめていただけるのはありがたいです。その方法論は第4回委員会でお示しいただければと思います。

(三宅委員)

2月3月は忙しくなりそうですね。膨大なものを読み込むのも大変なので、比較表を作っていたけると助かります。

(草薙会長)

その他追加で委員の皆様からご意見がございましたらお願いします。

事務局から何か報告はございますか。

(事務局)

特にありません。

(草薙会長)

それでは最後、次回日程についてお願いいたします。

(事務局)

今回は9月27日金曜日の14時から開催いたします。改めて事務局から開催通知をお送りしますので、何卒ご出席のほどよろしくお願いいたします。

(草薙会長)

ありがとうございます。先ほど説明のあった資料5・資料6をみますと、今回はとても重要な日程で、これでほぼすべてが決定され、約半年間、我々委員は結果を待つのみになろうかと拝察しております。

これについて、委員の皆様からご意見はございますか。

(全委員)

ありません。

5 閉会

(草薙会長)

よろしいようです。ありがとうございました。以上をもって本委員会は全ての議事が終了しました。

皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、事務局にマイクをお返しします。

(事務局)

草薙会長には、円滑な議事運営をいただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、夜間となりましたが丁寧に審議いただき、貴重なご意見をいただきましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして、第3回松江市ガス事業譲渡先選定委員会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

以上

別添

第3回松江市ガス事業譲渡先選定委員会委員名簿

役職	氏名	出欠	備考
会長	草薙 真一	○	兵庫県立大学 副学長
委員	大森 浩	○	公認会計士
委員	福田 真也	○	弁護士
委員	松浦 俊彦	○	松江商工会議所 専務理事
委員	三宅 克正	○	松江市公民館長会 会長